

中野市ネーミングライツ導入ガイドライン

1. 趣旨

このガイドラインは、市が所有する施設への命名権(以下「ネーミングライツ」という。)を導入することについて、対象施設や募集方法等に関し、基本的な考え方をまとめたものです。

2. ネーミングライツ導入の目的

企業等による広告の機会を拡大するとともに、市が所有する施設の運営・維持管理に充てる新たな財源を確保することにより、安定的なサービスの提供及び地域の活性化を図ることを目的とします。

3. ネーミングライツ事業の概要

(1)ネーミングライツ事業とは、本市との契約により施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した企業等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)から対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得て、前項に規定するネーミングライツ導入の目的に資するものです。

(2)ネーミングライツは、市の施設に愛称を冠するに留まり、条例で定めた名称を変更するものではありません。また、市は、広報印刷物やホームページ等において積極的に愛称を使用しますが、施設利用者の混乱の回避や議会等への対応のため、条例で定める名称と愛称の併用による対応ができるものとします。

4. 対象施設

(1)対象とする施設

市民の利用に供する施設のうち、多くの利用者が見込める施設を対象とします。(例:文化施設、スポーツ施設、道路、都市公園等)

(2)対象外とする施設

名称の設定に特段の経緯があるものや、施設の性格から愛称を付するのが適当でないと思われるものは対象外とします。また、すでに愛称が付されている施設は対象外とします。(例:市役所庁舎、学校等)

(3)その他

選定しようとする施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、指定管理者の不利益にならないよう、あらかじめ市が当該指定管理者と協議を行い、必要に応じ指定管理者との協定書等を変更し、疑義が生じないようにします。

5. 導入手続き

ネーミングライツの導入は、市がネーミングライツ・パートナーを募集する「公募型」、又は企業等からの提案による「提案型」の方法により、手続きを進めるものとします。

なお、いずれの場合においても、導入候補とした施設を所管する課等が手続きを進めるものとします。(別紙)

※提案型により、提案があった施設について、市があらためてネーミングライツ・パートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合(例:大規模で知名度の高い施設)は、その手続きの途中で公募型に転換することがあります。

6. ネーミングライツ料

ネーミングライツ料の目安となる基準額は、下記事項を基準として、当該施設の維持管理及び事業運営に係る経費、利用者数、メディアに取り上げられる頻度、知名度、他自治体における類似事例等を参考に、当該施設の広告媒体としての価値を総合的に検討することとし、施設ごとに設定します。

(1)原則として、年額10万円を最小限度額とします。

(2)ネーミングライツの基準額は、当該施設の維持管理及び事業運営等に係るランニングコスト(水道光熱費、維持整備費など。対象ごとに設定する)に、6%を乗じた額とします。なお、対象の施設が使用料を徴取している場合は、その額を控除して計算します。

7. 付帯的要素

ネーミングライツによる広告や事業者の活動等によって、直接的あるいは間接的に、行政支出の抑制や社会貢献につながるような効果が見込まれる場合は、これを付帯的要素として、審査に際し考慮することとします。(あくまで付帯的な要素であり、契約者の商業的利用を排他するものではありません。)

8. 契約期間

原則3年以上とし、応募者による提案とします。ただし、指定管理者制度導入(予定)施設については、その指定期間を考慮し、終期となる契約期間を市が設定します。

9. 愛称

(1)市民等の理解

親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。

(2)使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- ③ 市の公共性、中立性又は品位を損なうもの
- ④ 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ⑤ 青少年の健全な育成を阻害するもの
- ⑥ その他市長が不相当と認めるもの

(3)愛称の変更

利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更はできません。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとします。

(4)正式名称の併記

愛称が定着するまでの一定期間(概ね1年程度)は、正式名称を併記する場合があります。

10. 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

なお、ネーミングライツ・パートナーが負担する費用については、ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区分	費用負担	備考
敷地内外の看板、標識等の表示変更	パートナー	
市が発行する印刷物やホームページの表示変更	市	契約締結後作成分
敷地内外の看板、標識等の新設	別途協議	

11. 実施方法等

(1)募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集にあたっては、市の広報、ホームページ等により幅広く周知します。ただし、周知等は当該施設等を所管する課等が行います。

(2)募集期間

- ① 公募型 原則として、30日間以上の募集期間を設定します。
- ② 提案型 通年募集とします。

(3)応募がなかった場合

募集期間内に応募がなかった場合は、募集条件を見直した上で再度の募集を行うことも含め、募集の可否を再検討します。

(4)応募資格

法人その他の団体(以下「法人等」という。)であって、以下の条件に該当しない者を対象とします。

- ① 法令等に違反しているもの

- ② 市税及び国税を滞納しているもの
- ③ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの
- ④ 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続又は会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続中のもの
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定されるもの
- ⑥ 代表者等(役員及び経営に事実上参加している者)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員等であるもの
- ⑦ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でない認められるもの

(5)募集要項

公募型の場合、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。募集要項に記載する主な事項は、次のとおりです。募集要項では、応募方法や選定方法等をあらかじめ公表することで、ネーミングライツ・パートナーの決定過程の透明性の確保に努めます。

- ① 目的
- ② 募集する対象施設(名称、所在地、設置目的、概要)
- ③ 募集概要(愛称、命名権の範囲、ネーミングライツ・パートナーの特典、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項)
- ④ 応募方法(募集期間、応募先、質問事項の受付、応募手段)
- ⑤ 審査方法
- ⑥ 契約
- ⑦ その他(愛称の周知、指定管理者との協議など)
- ⑧ 問い合わせ先

12. 公募型の審査

施設の所管課が配点し、中野市広告審査委員会で最終決定を行います。

13. 提案型の審査

企業等からネーミングライツ・パートナーの提案があった場合、提案のあった施設を所管する課等は、提案を受け付けた日の翌日から30日以内に概ね次の基準を参考に審査基準を設け、提案内容を審査します。その後、広告審査委員会を経てネーミングライツ・パートナーを決定するものとします。

なお、提案を不採用とした場合は、公募型への切り替えについて検討するものとします。

- ① 対象施設のネーミングライツ・パートナーとして、施設と提案した企業等の理念・事業内容等がマッチしているか。

- ② 提案された愛称が市民に受け入れられるか、親しみやすいか、浸透しやすいか、施設の場所や性格等に混乱や誤解を与えないか。
- ③ 提案されたネーミングライツ料及び支払方法は妥当か。
- ④ 愛称の契約期間は3年以上か。
- ⑤ 提案の理由がネーミングライツ導入の目的に沿っているか。

14. 契約の解除

契約締結後、ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

15. 辞退

企業等がネーミングライツ・パートナーを辞退する場合は、中野市にその旨を届出るものとします。

16. 施行時期

令和元年 10月18日 施行

令和7年 9月 1日 改正